

## マイナンバーカードを健康保険証として利用するには？

保険証としての利用を希望する人は、事前にマイナンバーカードへ保険情報をひも付けしていただく必要があります。①～③の手続き方法から、ご都合の良い1つをお選びいただき、一度だけの手続きで登録が完了します。

- ① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナポータルで自身の保険情報ひも付けはこちら



マイナポータル（申込状況の確認もできます）

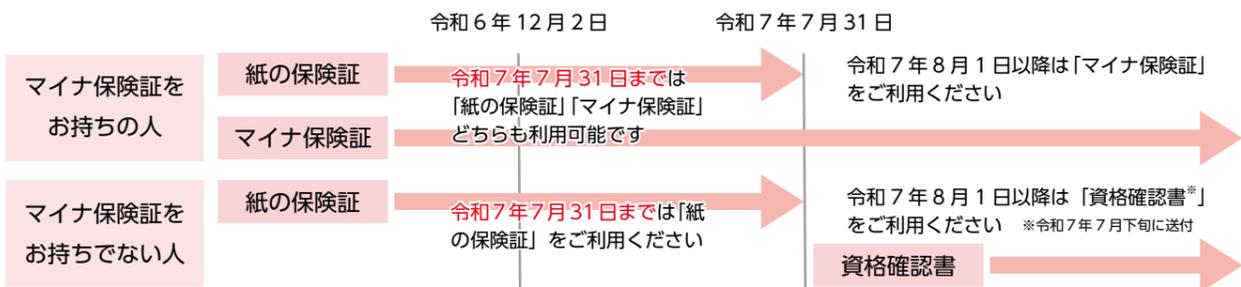
## 後期高齢者医療被保険者証は？

■有効期限が令和7年7月31日までの被保険者証（ピンク色）をお持ちの人  
→被保険者証の記載内容に変更がない限り、引き続き有効期限まで医療機関などでご使用いただけます。



■令和6年12月2日以降に75歳年齢到達などで新たに被保険者になる人  
→マイナ保険証保有の有無に関わらず、従来の保険証と同じように医療機関等で受診できる「資格確認書」を交付します。従来の被保険者証の代わりになるもので、被保険者証と同一のはがきサイズで交付します。医療機関などの窓口で提示することで従来の保険証と同じように受診できます。（誕生日の前月までに届くよう郵送します）

## 後期高齢者医療被保険者証の有効期限は令和7年7月末まで



### ◆マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するお問い合わせ先

電話：0120-95-0178（無料）

受付時間（年末年始を除く）：平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30

詳細はこちら



厚労省 HP

## 今年の12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

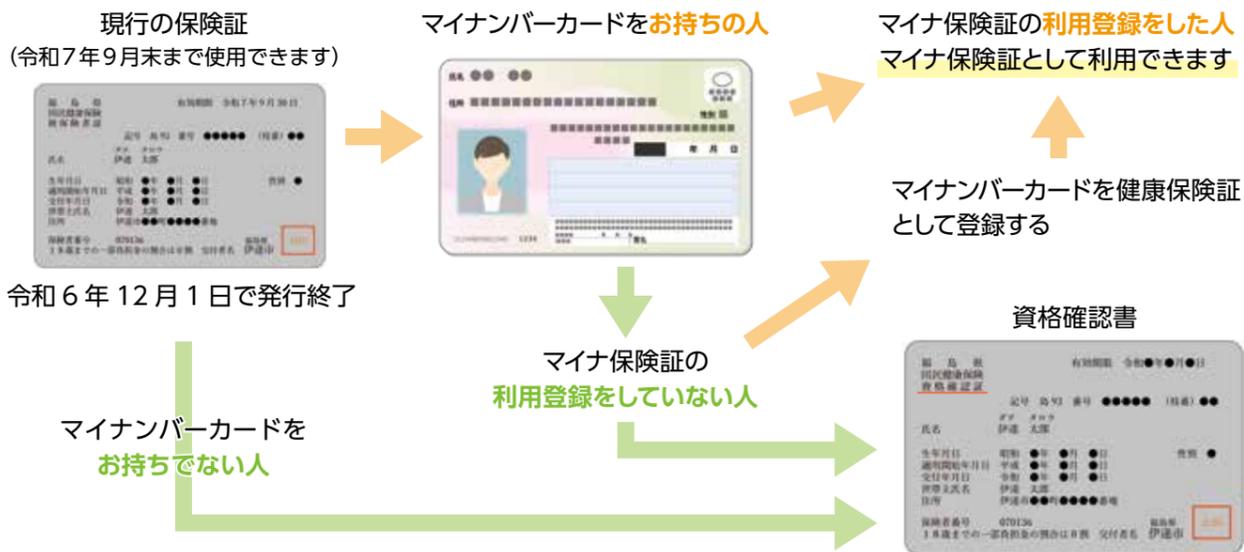
問 国保年金課賦課係、給付係 ☎ 575-1198



国保年金課 担当職員

12月2日よりマイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。  
●保険証の記載内容に変更がない限り、引き続き有効期限まで医療機関などでご使用いただけます。  
●マイナ保険証の利用登録をしていない人、マイナンバーカードをお持ちでない人などには、保険証の有効期限が切れる前に、従来の保険証と同じように医療機関などで受診できる**資格確認書**を交付します。

## 現行の国民健康保険証からマイナ保険証への移行



## 国民健康保険被保険者証の有効期限は令和7年9月末まで

